

1 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)
(都 所 管 局 主 税 局)

固定資産税制を抜本的に見直すこと。

< 具体的要求内容 >

- (1) 固定資産税制を抜本的に見直し、地価と税負担の関係がより明確となるようにすること。
- (2) 評価と課税の仕組みを、簡素で理解しやすい制度へと見直すこと。

2 国有資産等所在市町村交付金制度等の見直し

(提案要求先 総務省)
(都 所 管 局 主 税 局)

- (1) 国有資産等所在市町村交付金制度を見直すこと。
- (2) 国及び地方公共団体等に対する非課税措置の抜本的な見直しを検討すること。

< 具体的要求内容 >

- (1) 国有資産等所在市町村交付金制度については、当面、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。
- (2) 同制度の前提となる国及び地方公共団体等に対する非課税措置については、他の同種の固定資産との間の負担の均衡等を考慮して、廃止も含めた抜本的な見直しを検討すること。

3 還付加算金の割合の引下げ

(提案要求先 総務省・財務省)
(都 所 管 局 主税局・総務局)

市中金利に比較して過大な還付加算金の割合を引下げること。

< 具体的要求内容 >

市中金利に比較して過大である還付加算金の割合を引き下げること。

4 地方税の電子申告の普及促進

(提案要求先 総務省)
(都 所 管 局 主税局)

(1) 参加自治体への財政的支援を実施すること。

(2) 電子申告の普及促進に向けた税制上の措置を講じること。

< 具体的要求内容 >

(1) 財政基盤の脆弱な区市町村の電子申告の導入を促すために、財政的支援措置を講じること。

(2) 地方税においても、電子申告に対するインセンティブの付与の観点から、期間を限った税額控除など、税制上の措置を講じること。

5 搜索の立会人の拡大

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局)

国税徴収法第144条における搜索の立会人として、都道府県の職員を加えること。

< 具体的要求内容 >

搜索の適正な執行を保障させるという観点において、立会人が区市町村の職員でも都道府県の職員でも、差異はない。

個人住民税の徴収率向上等、区市町村と都道府県との連携強化のためにも、区市町村等からの搜索に係る立会人の要請に対して、都道府県が対応できるよう、立会人の規定を改正すること。

6 個人住民税の徴収等の特例の拡大

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、地方税法の改正を行うこと。

< 具体的要求内容 >

徴収支援の強化に当たっては、滞納発生後早期に、徴収及び滞納処分に着手することが重要であることから、法第48条の特例について、現年課税分も対象とできるよう、地方税法の改正を行うこと。

7 自動車の所有権移転代位登録の実現

(提案要求先 総務省・国土交通省)
(都所管局 主税局)

所有権留保付き自動車で割賦代金の完済された場合の所有権の移転登録を徹底すること。

租税債権者が債権者代位権を行使する場合において、留保権者に協力を義務付けるよう法令を改正すること。

あわせて、自動車検査証記載事項を使用者の意思によらずに変更できるよう法令を改正すること。

< 具体的要求内容 >

自動車の使用者に対し、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済された場合の移転登録と自動車検査証の記載事項変更を徹底させること。

自動車の使用者がこれを怠っていた場合に、租税債権者が代位登録するために必要な書類を入手できるよう、留保権者に対して、譲渡証明書、印鑑証明書等の提供を義務付けるよう法令を改正すること。

あわせて、使用者(滞納者)の意思によらずに、租税債権者が自動車検査証の記載事項を変更できるよう法令を改正すること。

8 少子社会対策の推進

1 次世代育成支援対策の推進

(提案要求先 総務省・厚生労働省)

(都 所 管 局 福祉保健局・主税局・産業労働局)

(6) 育児休業の取得促進を図るための税制上の措置を講じること。

< 具体的要求内容 >

(6) 事業所税の課税標準である従業者給与総額から、育児休業中の従業者に対する給与を除外するなど、企業における育児休業の取得促進を図るための税制上の措置を講じること。